

別表1(1) 騒音に係る特定建設作業の種類と規制内容

法令の適用	特定建設作業の種類 (騒音)	敷地境界における騒音の大きさ	作業禁止時刻	1日における延べ作業時間	同一場所における作業期間	作業の禁止日
法及び条例	① くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)。 ② びょう打機を使用する作業。 ③ さく岩機を使用する作業。(※1) ④ 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業。(さく岩機の動力として使用する作業を除く) ⑤ コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業。(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) ⑥ バックホウ(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第二(以下この表において「政令別表」という)の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る)を使用する作業。 ⑦ トラクターショベル(政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る)を使用する作業。 ⑧ ブルドーザー(政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る)を使用する作業。	(※3) 85dB以下	(※3) 19～7時 但し 2号区域(工業専用地域)にあっては、22～6時	(※3) 10時間以内 但し 2号区域(工業専用地域)にあっては、14時間以内	(※3) 連続6日以内	(※3) 日曜日及び休日
条例	⑨ ⑥、⑦又は⑧に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業。 ⑩ コンクリートカッターを使用する作業。(※1) ⑪ 鋼球を使用して建築物・その他の工作物を破壊する作業。					

別表1(2) 振動に係る特定建設作業の種類と規制内容

法令の適用	特定建設作業の種類 (振動)	敷地境界における振動の大きさ	作業禁止時刻	1日における延べ作業時間	同一場所における作業期間	作業の禁止日
法及び条例	① くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打機くい抜機を除く)を使用する作業。 ② 鋼球を使用して、建築物・その他の工作物を破壊する作業。 ③ 舗装版破砕機を使用する作業。(※1) ④ ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業。(※1)	(※3) 75dB以下	(※3) 上表に同じ	(※3) 上表に同じ	(※3) 上表に同じ	(※3) 上表に同じ
条例	⑤ ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る)を使用する作業。					

(備考) ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が5.0メートルを越えない作業に限る。
 ※2 特定建設作業の除外規定……当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
 ※3 作業時間等の適用除外……災害時及び非常事態発生時並びに道路法第34条適用など法令に定めるものについてはこの限りでない。
 ※4 特定建設作業の騒音(振動)が排出基準を越えている場合、1日における作業時間の短縮を指示する場合がありますので、排出基準を遵守して下さい。
 ※5 羽曳野市では「羽曳野市環境美化条例」の定めにより、上記以外の建設工事にも時間制限や遵守事項が定められています。